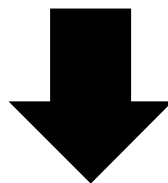


「甘うい」の穂木、剪定枝 に注意してください。

ついつい、穂木や剪定枝を他の人に譲って
いませんか？

違反が確認され次第、伐採・廃棄となります。
譲った人を徹底追及します。



譲ったあなたも、もらって作った人も、種苗法違反で、
損害賠償を求められたり、刑事罰を科せられること
があります。

福岡県が育成したキウイ品種「甘うい」の種苗(穂木、剪定枝を含む)を、県
外に流出させてはいけません。

また、県内であっても、その種苗(穂木や剪定枝を含む)を用いて生産した
種苗(穂木や剪定枝を含む)を他の人に譲ってはいけません。

※根拠規定 種苗法 第20条「育成者権の効力」、第33条「差止請求権」
第67条「侵害の罪」

平成26年4月1日 福岡県農林産物知的財産権センター
TEL 092-924-2986 FAX092-924-3084